

基発0319第1号
平成25年3月19日

北海道 労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

平成25年度中央労災補償業務監察及び平成25年度
中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成25年度中央労災補償業務監察計画」及び別紙2「平成25年度中央労働保険適用徴収業務監察計画」に基づき、監察を実施することとしているので了知されたい。

なお、本年度、貴局におかれては、標記監察を予定していないので、念のため申し添える。

平成25年度 中央労災補償業務監察計画

第1 監察の方針

中央労災補償業務監察は、都道府県労働局(以下「局」という。)及び管下労働基準監督署(以下「署」という。)における労災補償業務の実態を確認し、不適正な事務処理が認められた場合は、これを是正改善させることにより、業務の適正かつ円滑な運営を図るために実施するものである。

平成25年度の監察は、以下の方針に基づき実施するものとする。

1 監察の視点

監察は、次の視点により実施するものとする。

- (1) 局署とも、PDCAサイクルを念頭に前年度の業務実績や地方監察結果等を検証し、効果的かつ効率的な業務実施計画を策定して、業務を実施しているか。
- (2) 各種業務が、局署連携の上、法令、通達、事務処理手引等(以下「本省指示」という。)に基づき実施されているか。
- (3) 労働基準部長の指揮の下、労災補償課長及び署長を始め各級管理者は、具体的かつ適切な進行管理を行うなど、管理者として必要な指導力を発揮しているか。

2 監察項目の設定

監察項目は、全国的に課題となっている事項を中心に下記第2のとおりとする。

3 是正指示及び指導の方法

本省指示により事務処理方法が具体的に指示されている事項に違反する事務処理を行っている場合及びその他の事項で直ちに改善を要すべき事態が認められた場合は、文書により問題点を指摘した上で、是正改善の状況を文書により報告させるものとする。

また、本省指示には明確に違反してはいないものの、他の局における事務処理方法との間の著しい乖離、当該局の実情に対応していない低調な取組状況、非効率な事務処理等が認められた場合には、口頭で指導するものとする。

第2 監察項目

1 重点監察項目

- (1) 長期未決事案の発生防止及び早期解消の状況
長期未決事案の発生防止及び早期解消のために、局署が組織的に対応する規程を整備し、その規程に則り事務処理が着実に実施されているか確認する。
- (2) 石綿関連疾患に係る労災保険制度等の周知及び適正な診断状況

石綿救済法及び労災認定基準が改正されていることから、がん診療拠点病院等に対して労災保険制度等の周知、請求勧奨の依頼等が適切に実施されているか、また、石綿関連疾患の診断が調査実施要領等に基づき適正になされているか確認する。

(3) 精神障害事案の労災認定基準に係る運用状況

精神障害事案については、処理期間を短縮できるよう業務上外の判断を迅速・適正に行う必要があることから、精神障害の労災認定基準及び労災認定実務要領に基づく適切な事務処理がなされているか確認する。

(4) 労災診療費の適正処理状況

労災診療費の適正払いについては、平成24年度においても会計検査院から指摘を受けており、適正な審査・支払に努める必要があることから、地方厚生局等の指導・調査等の情報を活用し、適正な審査・支払に努めているか、また、誤請求の多い労災指定医療機関への指導が適切に行われているか確認する。

(5) 地方労災補償業務監察の状況

局が実施する監察については、PDCAサイクルを念頭に前年度の中央及び地方監察結果を検証し、次年度の監察計画に反映させているか確認する。

また、監察計画に則り監察を適正に実施しているか、不適正事項を的確に文書指摘しているか、さらに、それらの事項の是正改善が確実に行われているか確認する。

2 その他の監察項目

(1) 管内行政課題の把握及び業務実施計画（要領）の策定状況

ア 管内行政課題の把握及び取組状況

イ 平成25年度の業務実施計画の策定状況

(2) 労災保険給付等の迅速・適正処理状況

ア 基本的な事務処理の徹底状況

イ 第三者行為災害に係る事務処理状況

ウ 費用徴収に係る事務処理状況

エ 審査請求事案の処理状況

オ 不正受給等防止対策の実施状況

カ 労災認定事案等に関する監督・安全衛生担当部署との連携

(3) 職員研修の実施状況

第3 監察の実施時期等

1 実施時期

5月下旬～10月

2 監察実施局署

局：25局

署：36署

3 監察の実施に係る留意事項

監察の実施に係る留意事項については、監察実施局あて別途通知する。

平成25年度 中央労働保険適用徴収業務監察計画

第1 監察の方針

中央労働保険適用徴収業務監察は、都道府県労働局(以下「局」という。)及び管下労働基準監督署(以下「署」という。)における労働保険適用徴収業務の実態を確認し、不適正な事務処理が認められた場合は、これを是正改善させることにより、業務の適正かつ円滑な運営を図るために実施するものである。

平成25年度の監察は、以下の方針に基づき実施するものとする。

1 監察の視点

監察は、次の視点により実施するものとする。

- (1) 局署とも、PDCAサイクルを念頭に前年度の業務実績や地方監察結果等を検証し、効果的かつ効率的な業務実施計画を策定して、業務を実施しているか。
- (2) 各種業務が、局署連携の上、法令、通達、事務処理手引等(以下「本省指示」という。)に基づき実施されているか。
- (3) 総務(労働保険徴収)部長の指揮の下、労働保険適用徴収主務課室長及び署長を始め各級管理者は、具体的かつ適切な進行管理を行うなど、管理者として必要な指導力を発揮しているか。

2 監察項目の設定

監察項目は、全国的に課題となっている事項を中心に下記第2のとおりとする。

3 是正指示及び指導の方法

本省指示により事務処理方法が具体的に指示されている事項に違反する事務処理を行っている場合及びその他の事項で直ちに改善を要すべき事態が認められた場合は、文書により問題点を指摘した上で、是正改善の状況を文書により報告させるものとする。

また、本省指示には明確に違反してはいないものの、他の局における事務処理方法との間の著しい乖離、当該局の実情に対応していない低調な取組状況、非効率な事務処理等が認められた場合には、口頭で指導するものとする。

第2 監察項目

1 重点監察項目

- (1) 労働保険料等の実効ある滞納整理の実施状況

労働保険の運営に当たっては、費用負担の公平性等の観点から労働保険料等の自主的な納付が求められるものであるが、保険料の収納率は依然として厳しい状況にある。そのため、保険料等を納付しない事業主等に対して、納付督促

及び差押え等の強制措置の実施について本省指示に基づき行われているか確認する。

(2) 労働保険の未手続事業一掃対策の推進状況

労働保険の加入手続は、労働者を雇用するすべての事業主が自主的に行う必要があることから、未手続の事業主に対して、積極的な手続指導と職権成立について本省指示に基づき実施しているか確認する。

(3) 労働保険事務組合に対する監査指導の実施状況

労働保険事務組合がその役割を十分に果たし、労働保険事務組合制度の信頼性を確保するよう支援、指導していく必要があるため、局が労働保険事務組合の監査指導を計画的に実施し、不適正事項を是正させるための措置を適切に行っているか確認する。

(4) 地方労働保険適用徴収業務監察の状況

局が実施する監察については、PDCAサイクルを念頭に前年度の中央及び地方監察結果を検証し、次年度の監察計画に反映させているか確認する。

また、監察計画に則り監察を適正に実施しているか、不適正事項を的確に文書指摘しているか、さらに、それらの事項の是正改善が確実に行われているか確認する。

2 その他の監察項目

(1) 管内行政課題の把握及び業務実施計画(要領)の策定状況

ア 管内行政課題の把握及び取組状況

イ 平成25年度の業務実施計画の策定状況

(2) 労働保険料等の適正徴収

ア 労働保険料算定基礎調査の実施状況

イ 年度更新の実施状況

ウ 徴収業務に係る事務処理状況

(3) 職員研修の実施状況

第3 監察の実施時期等

1 実施時期

5月下旬～10月

2 監察実施局署

局：25局（中央労災補償監察官担当 13局、中央雇用保険監察官担当 12局）

署：36署

3 監察の実施に係る留意事項

監察の実施に係る留意事項については、監察実施局あて別途通知する。

基発0319第1号

平成25年3月19日

青 森 労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

平成25年度中央労災補償業務監察及び平成25年度
中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成25年度中央労災補償業務監察計画」及び別紙2「平成25年度中央労働保険適用徴収業務監察計画」に基づき、監察を実施することとしているので了知されたい。

なお、本年度、貴局におかれては、標記監察を予定していないので、念のため申し添える。

(別紙1, 2は全労働局共通で)
(別紙, 青森労働局以下は白紙)

基発0319第1号

平成25年3月19日

岩手労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

平成25年度中央労災補償業務監察及び平成25年度
中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成25年度中央労災補償業務監察計画」及び別紙2「平成25年度中央労働保険適用徴収業務監察計画」に基づき、下記により監察を実施することとしたので通知する。

記

- 1 監察実施局署 貴局（労災補償業務及び労働保険適用徴収業務）
並びに 盛岡署、花巻署
- 2 実施期間 平成25年9月10日～9月13日

基発0319第1号

平成25年3月19日

宮 城 労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

平成25年度中央労災補償業務監察及び平成25年度
中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成25年度中央労災補償業務監察計画」及び別紙2「平成25年度中央労働保険適用徴収業務監察計画」に基づき、下記により監察を実施することとしたので通知する。

記

- 1 監察実施局署 貴局(労災補償業務のみ)及び 仙台署、石巻署
(局の労働保険適用徴収業務については別途、中央
雇用保険監察官より通知)
- 2 実施期間 平成25年7月24日～7月26日

基発0319第1号

平成25年3月19日

秋 田 労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

平成25年度中央労災補償業務監察及び平成25年度
中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成25年度中央労災補償業務監察計画」及び別紙2「平成25年度中央労働保険適用徴収業務監察計画」に基づき、監察を実施することとしているので了知されたい。

なお、本年度、貴局におかれては、標記監察を予定していないので、念のため申し添える。

基発0319第1号

平成25年3月19日

山形労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

平成25年度中央労災補償業務監察及び平成25年度
中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成25年度中央労災補償業務監察計画」及び別紙2「平成25年度中央労働保険適用徴収業務監察計画」に基づき、監察を実施することとしているので了知されたい。

なお、本年度、貴局におかれては、標記監察を予定していないので、念のため申し添える。

基発0319第1号

平成25年3月19日

福 島 労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

平成25年度中央労災補償業務監察及び平成25年度
中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成25年度中央労災補償業務監察計画」及び別紙2「平成25年度中央労働保険適用徴収業務監察計画」に基づき、下記により監察を実施することとしたので通知する。

記

- 1 監察実施局署 貴局(労災補償業務のみ)及び 福島署、郡山署
(局の労働保険適用徴収業務については別途、中央
雇用保険監察官より通知)
- 2 実施期間 平成25年7月17日～7月19日

基発0319第1号

平成25年3月19日

茨城労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

平成25年度中央労災補償業務監察及び平成25年度
中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成25年度中央労災補償業務監察計画」及び別紙2「平成25年度中央労働保険適用徴収業務監察計画」に基づき、監察を実施することとしているので了知されたい。

なお、本年度、貴局におかれては、標記監察を予定していないので、念のため申し添える。

基発0319第1号

平成25年3月19日

栃木労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

平成25年度中央労災補償業務監察及び平成25年度
中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成25年度中央労災補償業務監察計画」及び別紙2「平成25年度中央労働保険適用徴収業務監察計画」に基づき、下記により監察を実施することとしたので通知する。

記

- 1 監察実施局署 貴局(労災補償業務のみ)及び宇都宮署、栃木署
(局の労働保険適用徴収業務については別途、中央
雇用保険監察官より通知)
- 2 実施期間 平成25年5月22日～5月24日

基発0319第1号

平成25年3月19日

群馬労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

平成25年度中央労災補償業務監察及び平成25年度
中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成25年度中央労災補償業務監察計画」及び別紙
2「平成25年度中央労働保険適用徴収業務監察計画」に基づき、下記により
監察を実施することとしたので通知する。

記

- 1 監察実施局署 貴局（労災補償業務のみ）及び前橋署
- 2 実施期間 平成25年7月18日～7月19日

基発0319第1号

平成25年3月19日

埼玉労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

平成25年度中央労災補償業務監察及び平成25年度
中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成25年度中央労災補償業務監察計画」及び別紙2「平成25年度中央労働保険適用徴収業務監察計画」に基づき、監察を実施することとしているので了知されたい。

なお、本年度、貴局におかれては、標記監察を予定していないので、念のため申し添える。

基発0319第1号

平成25年3月19日

千葉 労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

平成25年度中央労災補償業務監察及び平成25年度
中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成25年度中央労災補償業務監察計画」及び別紙2「平成25年度中央労働保険適用徴収業務監察計画」に基づき、監察を実施することとしたので了知されたい。

なお、本年度、貴局におかれては、中央労災補償監察官による局の労災補償業務及び労働基準監督署の監察予定はないが、局の労働保険適用徴収業務については、中央雇用保険監察官から別途通知されるので、念のため申し添える。

基発0319第1号

平成25年3月19日

東京労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

平成25年度中央労災補償業務監察及び平成25年度
中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成25年度中央労災補償業務監察計画」及び別紙2「平成25年度中央労働保険適用徴収業務監察計画」に基づき、下記により監察を実施することとしたので通知する。

記

- 1 監察実施局署 貴局（労災補償業務及び労働保険適用徴収業務）
並びに 上野署、大田署
- 2 実施期間 平成25年10月1日～10月4日

基発0319第1号

平成25年3月19日

神奈川 労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

平成25年度中央労災補償業務監察及び平成25年度
中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成25年度中央労災補償業務監察計画」及び別紙2「平成25年度中央労働保険適用徴収業務監察計画」に基づき、監察を実施することとしているので了知されたい。

なお、本年度、貴局におかれては、標記監察を予定していないので、念のため申し添える。

基発0319第1号

平成25年3月19日

新潟労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

平成25年度中央労災補償業務監察及び平成25年度
中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成25年度中央労災補償業務監察計画」及び別紙2「平成25年度中央労働保険適用徴収業務監察計画」に基づき、下記により監察を実施することとしたので通知する。

記

- 1 監察実施局署 貴局（労災補償業務及び労働保険適用徴収業務）
並びに 新潟署
- 2 実施期間 平成25年9月4日～9月6日

基発0319第1号

平成25年3月19日

富 山 労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

平成25年度中央労災補償業務監察及び平成25年度
中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成25年度中央労災補償業務監察計画」及び別紙
2「平成25年度中央労働保険適用徴収業務監察計画」に基づき、下記により
監察を実施することとしたので通知する。

記

- 1 監察実施局署 貴局（労災補償業務及び労働保険適用徴収業務）
並びに 富山署
- 2 実施期間 平成25年9月25日～9月27日

基発0319第1号

平成25年3月19日

石川 労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

平成25年度中央労災補償業務監察及び平成25年度
中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成25年度中央労災補償業務監察計画」及び別紙2「平成25年度中央労働保険適用徴収業務監察計画」に基づき、下記により監察を実施することとしたので通知する。

記

- 1 監察実施局署 貴局（労災補償業務及び労働保険適用徴収業務）
並びに 小松署
- 2 実施期間 平成25年9月25日～9月27日

基発0319第1号

平成25年3月19日

福井労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

平成25年度中央労災補償業務監察及び平成25年度
中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成25年度中央労災補償業務監察計画」及び別紙2「平成25年度中央労働保険適用徴収業務監察計画」に基づき、監察を実施することとしているので了知されたい。

なお、本年度、貴局におかれては、標記監察を予定していないので、念のため申し添える。

基発0319第1号

平成25年3月19日

山 梨 労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

平成25年度中央労災補償業務監察及び平成25年度
中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成25年度中央労災補償業務監察計画」及び別紙
2「平成25年度中央労働保険適用徴収業務監察計画」に基づき、下記により
監察を実施することとしたので通知する。

記

- 1 監察実施局署 貴局(労災補償業務のみ)及び 甲府署
(局の労働保険適用徴収業務については別途、中央
雇用保険監察官より通知)
- 2 実施期間 平成25年5月23日～5月24日

基発0319第1号

平成25年3月19日

長野労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

平成25年度中央労災補償業務監察及び平成25年度
中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成25年度中央労災補償業務監察計画」及び別紙2「平成25年度中央労働保険適用徴収業務監察計画」に基づき、監察を実施することとしているので了知されたい。

なお、本年度、貴局におかれては、標記監察を予定していないので、念のため申し添える。

基発0319第1号

平成25年3月19日

岐 阜 労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

平成25年度中央労災補償業務監察及び平成25年度
中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成25年度中央労災補償業務監察計画」及び別紙
2「平成25年度中央労働保険適用徴収業務監察計画」に基づき、下記により
監察を実施することとしたので通知する。

記

- 1 監察実施局署 貴局（労災補償業務及び労働保険適用徴収業務）
並びに 岐阜署
- 2 実施期間 平成25年10月23日～10月25日

基発0319第1号

平成25年3月19日

静岡労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

平成25年度中央労災補償業務監察及び平成25年度
中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成25年度中央労災補償業務監察計画」及び別紙2「平成25年度中央労働保険適用徴収業務監察計画」に基づき、監察を実施することとしたので了知されたい。

なお、本年度、貴局におかれては、中央労災補償監察官による局の労災補償業務及び労働基準監督署の監察予定はないが、局の労働保険適用徴収業務については、中央雇用保険監察官から別途通知されるので、念のため申し添える。

基発0319第1号

平成25年3月19日

愛知労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

平成25年度中央労災補償業務監察及び平成25年度
中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成25年度中央労災補償業務監察計画」及び別紙
2「平成25年度中央労働保険適用徴収業務監察計画」に基づき、下記により
監察を実施することとしたので通知する。

記

- 1 監察実施局署 貴局(労災補償業務のみ)及び名古屋東署、豊田署、
津島署
(局の労働保険適用徴収業務については別途、中央
雇用保険監察官より通知)
- 2 実施期間 平成25年10月22日～10月25日

基発0319第1号

平成25年3月19日

三 重 労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

平成25年度中央労災補償業務監察及び平成25年度
中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成25年度中央労災補償業務監察計画」及び別紙2「平成25年度中央労働保険適用徴収業務監察計画」に基づき、監察を実施することとしているので了知されたい。

なお、本年度、貴局におかれては、標記監察を予定していないので、念のため申し添える。

基発0319第1号

平成25年3月19日

滋 賀 労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

平成25年度中央労災補償業務監察及び平成25年度
中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成25年度中央労災補償業務監察計画」及び別紙
2「平成25年度中央労働保険適用徴収業務監察計画」に基づき、下記により
監察を実施することとしたので通知する。

記

- 1 監察実施局署 貴局（労災補償業務及び労働保険適用徴収業務）
並びに 大津署
- 2 実施期間 平成25年9月25日～9月27日

基発0319第1号

平成25年3月19日

京 都 労 働 局 長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

平成25年度中央労災補償業務監察及び平成25年度
中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成25年度中央労災補償業務監察計画」及び別紙2「平成25年度中央労働保険適用徴収業務監察計画」に基づき、下記により監察を実施することとしたので通知する。

記

- 1 監察実施局署 貴局（労災補償業務及び労働保険適用徴収業務）
並びに 京都上署、京都下署
- 2 実施期間 平成25年10月8日～10月11日

基発0319第1号

平成25年3月19日

大阪労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

平成25年度中央労災補償業務監察及び平成25年度
中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成25年度中央労災補償業務監察計画」及び別紙2「平成25年度中央労働保険適用徴収業務監察計画」に基づき、下記により監察を実施することとしたので通知する。

記

- 1 監察実施局署 貴局(労災補償業務のみ)及び 岸和田署、大阪西署
(局の労働保険適用徴収業務については別途、中央
雇用保険監察官より通知)
- 2 実施期間 平成25年9月11日～9月13日

基発0319第1号

平成25年3月19日

兵 庫 労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

平成25年度中央労災補償業務監察及び平成25年度
中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成25年度中央労災補償業務監察計画」及び別紙2「平成25年度中央労働保険適用徴収業務監察計画」に基づき、監察を実施することとしているので了知されたい。

なお、本年度、貴局におかれては、標記監察を予定していないので、念のため申し添える。

基発0319第1号

平成25年3月19日

奈良 労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

平成25年度中央労災補償業務監察及び平成25年度
中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成25年度中央労災補償業務監察計画」及び別紙
2「平成25年度中央労働保険適用徴収業務監察計画」に基づき、下記により
監察を実施することとしたので通知する。

記

- 1 監察実施局署 貴局（労災補償業務及び労働保険適用徴収業務）
並びに 奈良署
- 2 実施期間 平成25年9月4日～9月6日

基発0319第1号

平成25年3月19日

和歌山 労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

平成25年度中央労災補償業務監察及び平成25年度
中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成25年度中央労災補償業務監察計画」及び別紙2「平成25年度中央労働保険適用徴収業務監察計画」に基づき、監察を実施することとしているので了知されたい。

なお、本年度、貴局におかれては、標記監察を予定していないので、念のため申し添える。

基発0319第1号

平成25年3月19日

鳥 取 労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

平成25年度中央労災補償業務監察及び平成25年度
中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成25年度中央労災補償業務監察計画」及び別紙
2「平成25年度中央労働保険適用徴収業務監察計画」に基づき、下記により
監察を実施することとしたので通知する。

記

- 1 監察実施局署 貴局(労災補償業務のみ)及び鳥取署
(局の労働保険適用徴収業務については別途、中央
雇用保険監察官より通知)
- 2 実施期間 平成25年7月30日～7月31日

基発0319第1号

平成25年3月19日

島根労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

平成25年度中央労災補償業務監察及び平成25年度
中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成25年度中央労災補償業務監察計画」及び別紙2「平成25年度中央労働保険適用徴収業務監察計画」に基づき、下記により監察を実施することとしたので通知する。

記

- 1 監察実施局署 貴局（労災補償業務及び労働保険適用徴収業務）
並びに 松江署
- 2 実施期間 平成25年9月4日～9月6日

基発0319第1号

平成25年3月19日

岡山労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

平成25年度中央労災補償業務監察及び平成25年度
中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成25年度中央労災補償業務監察計画」及び別紙2「平成25年度中央労働保険適用徴収業務監察計画」に基づき、監察を実施することとしたので了知されたい。

なお、本年度、貴局におかれては、中央労災補償監察官による局の労災補償業務及び労働基準監督署の監察予定はないが、局の労働保険適用徴収業務については、中央雇用保険監察官から別途通知されるので、念のため申し添える。

基発0319第1号

平成25年3月19日

広島労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

平成25年度中央労災補償業務監察及び平成25年度
中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成25年度中央労災補償業務監察計画」及び別紙2「平成25年度中央労働保険適用徴収業務監察計画」に基づき、下記により監察を実施することとしたので通知する。

記

- 1 監察実施局署 貴局（労災補償業務及び労働保険適用徴収業務）
並びに 広島中央署
- 2 実施期間 平成25年10月9日～10月11日

基発0319第1号

平成25年3月19日

山 口 労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

平成25年度中央労災補償業務監察及び平成25年度
中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成25年度中央労災補償業務監察計画」及び別紙2「平成25年度中央労働保険適用徴収業務監察計画」に基づき、監察を実施することとしているので了知されたい。

なお、本年度、貴局におかれては、標記監察を予定していないので、念のため申し添える。

基発0319第1号

平成25年3月19日

徳島労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

平成25年度中央労災補償業務監察及び平成25年度
中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成25年度中央労災補償業務監察計画」及び別紙2「平成25年度中央労働保険適用徴収業務監察計画」に基づき、下記により監察を実施することとしたので通知する。

記

- 1 監察実施局署 貴局(労災補償業務のみ)及び 徳島署
(局の労働保険適用徴収業務については別途、中央
雇用保険監察官より通知)
- 2 実施期間 平成25年7月18日～7月19日

基発0319第1号

平成25年3月19日

香 川 労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

平成25年度中央労災補償業務監察及び平成25年度
中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成25年度中央労災補償業務監察計画」及び別紙2「平成25年度中央労働保険適用徴収業務監察計画」に基づき、監察を実施することとしているので了知されたい。

なお、本年度、貴局におかれては、標記監察を予定していないので、念のため申し添える。

基発0319第1号

平成25年3月19日

愛媛労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

平成25年度中央労災補償業務監察及び平成25年度
中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成25年度中央労災補償業務監察計画」及び別紙
2「平成25年度中央労働保険適用徴収業務監察計画」に基づき、下記により
監察を実施することとしたので通知する。

記

- 1 監察実施局署 貴局（労災補償業務のみ）及び松山署
- 2 実施期間 平成25年7月30日～7月31日

基発0319第1号

平成25年3月19日

高 知 労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

平成25年度中央労災補償業務監察及び平成25年度
中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成25年度中央労災補償業務監察計画」及び別紙2「平成25年度中央労働保険適用徴収業務監察計画」に基づき、監察を実施することとしているので了知されたい。

なお、本年度、貴局におかれては、標記監察を予定していないので、念のため申し添える。

基発0319第1号

平成25年3月19日

福岡労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

平成25年度中央労災補償業務監察及び平成25年度
中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成25年度中央労災補償業務監察計画」及び別紙2「平成25年度中央労働保険適用徴収業務監察計画」に基づき、下記により監察を実施することとしたので通知する。

記

- 1 監察実施局署 貴局（労災補償業務のみ）及び福岡中央署、北九州西署、福岡東署
- 2 実施期間 平成25年5月21日～5月24日

基発0319第1号

平成25年3月19日

佐 賀 労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

平成25年度中央労災補償業務監察及び平成25年度
中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成25年度中央労災補償業務監察計画」及び別紙2「平成25年度中央労働保険適用徴収業務監察計画」に基づき、監察を実施することとしているので了知されたい。

なお、本年度、貴局におかれては、標記監察を予定していないので、念のため申し添える。

基発0319第1号

平成25年3月19日

長崎労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

平成25年度中央労災補償業務監察及び平成25年度
中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成25年度中央労災補償業務監察計画」及び別紙
2「平成25年度中央労働保険適用徴収業務監察計画」に基づき、下記により
監察を実施することとしたので通知する。

記

- 1 監察実施局署 貴局（労災補償業務及び労働保険適用徴収業務）
並びに 長崎署
- 2 実施期間 平成25年10月30日～11月1日

基発0319第1号

平成25年3月19日

熊本労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

平成25年度中央労災補償業務監察及び平成25年度
中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成25年度中央労災補償業務監察計画」及び別紙2「平成25年度中央労働保険適用徴収業務監察計画」に基づき、監察を実施することとしているので了知されたい。

なお、本年度、貴局におかれては、標記監察を予定していないので、念のため申し添える。

基発0319第1号

平成25年3月19日

大分労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

平成25年度中央労災補償業務監察及び平成25年度
中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成25年度中央労災補償業務監察計画」及び別紙2「平成25年度中央労働保険適用徴収業務監察計画」に基づき、監察を実施することとしているので了知されたい。

なお、本年度、貴局におかれては、標記監察を予定していないので、念のため申し添える。

基発0319第1号

平成25年3月19日

宮崎労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

平成25年度中央労災補償業務監察及び平成25年度
中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成25年度中央労災補償業務監察計画」及び別紙2「平成25年度中央労働保険適用徴収業務監察計画」に基づき、下記により監察を実施することとしたので通知する。

記

- 1 監察実施局署 貴局（労災補償業務及び労働保険適用徴収業務）
並びに 宮崎署
- 2 実施期間 平成25年10月30日～11月1日

基発0319第1号

平成25年3月19日

鹿児島 労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

平成25年度中央労災補償業務監察及び平成25年度
中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成25年度中央労災補償業務監察計画」及び別紙2「平成25年度中央労働保険適用徴収業務監察計画」に基づき、監察を実施することとしているので了知されたい。

なお、本年度、貴局におかれては、標記監察を予定していないので、念のため申し添える。

基発0319第1号

平成25年3月19日

沖 縄 労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

平成25年度中央労災補償業務監察及び平成25年度
中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、別紙1「平成25年度中央労災補償業務監察計画」及び別紙
2「平成25年度中央労働保険適用徴収業務監察計画」に基づき、下記により
監察を実施することとしたので通知する。

記

- 1 監察実施局署 貴局(労災補償業務のみ)及び那覇署
(局の労働保険適用徴収業務については別途、中央
雇用保険監察官より通知)
- 2 実施期間 平成25年5月28日～5月29日